

策定しました



教育大綱とは

教育大綱とは、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正により、全ての地方公共団体が策定するよう定められたものです。市では、教育に関わる広い分野において市民の皆さんと取り組むにあたっての基本方針として、左記のとおり「高山市教育大綱」を策定しました。

策定の経緯

法律に基づき、市では、平成28年2月に市長と市教育委員会による「高山市総合教育会議」を設置し、6回にわたる会議の中で、現在の教育現場が抱える課題や教育環境などについて議論を重ねてきました。

教育大綱の原案を市議会に協議したうえで、市民や関係機関・団体の皆さんからもご意見を募集し、寄せられた124件の意見を参考に修正を加え、平成29年3月23日開催の総合教育会議において最終的に承認されたものです。（皆さんからいただいたご意見の内容とその検討結果については、市HPなどに掲載しています）

今年度の主な取り組み

今回策定した「高山市教育大綱」をふまえ、平成29年度に新たに、または拡充して実施する取り組みの中から、主なものを紹介します。

- 子ども発達支援センターの開設
全ての子育て世帯に包括的かつ切れ目のない支援を行うため保健・福祉・教育の各分野の専門スタッフを配置した窓口を開設
- 図書館指導員の全校配置
小・中学校全校に図書館指導員を配置（24人から31人に増員。子どもの居場所づくりも推進）
- 小学校英語教育の推進
英語教育総合カリキュラムマネージャーを2人配置
- 若年層の健康推進
健康診査の対象年齢を18歳から15歳に引下げるとともに、25歳以下の健康診査自己負担分を無料化
- 大学連携の推進
大学連携センターの設置による大学連携の推進



4月3日に行われた子ども発達支援センター開設セレモニー



3月1日に行われた大学連携会議